

インフラ維持管理、修繕等に関する 官民連携事業の導入支援

【指標連動方式に関する検討課題等について】

本資料は、「インフラ維持管理、修繕等に関する官民連携事業の導入支援」における支援の過程において作成された調査資料のポイントについてまとめたものである。

本支援において検討を行った地方公共団体においては、引き続き官民連携手法の導入検討が進められている段階であり、本資料に記載する内容については、実際の公募や事業に基づくものではなく、あくまで検討過程において示された案であることに留意されたい。

また、本資料は国として何らかの指針等を示すものではないことに留意されたい。

インフラ維持管理、修繕等に関する官民連携事業の導入支援

- 国土交通省においては、「インフラ維持管理、修繕等に関する官民連携事業の導入支援」を通じ地方公共団体における「指標連動方式」等の導入検討を支援した（2カ年支援）。
- 具体的には、以下の地方公共団体において検討を実施している。
熊本県玉名市（R2・R3） 兵庫県尼崎市（R2・R3） 山口県周南市（R3・R4） 長崎県（R3・R4）
千葉県市原市（R4・R5） 東京都府中市（R4・R5） 神奈川県真鶴市（R4・R5） 静岡県・静岡県下田市（R4・R5）

目的

老朽化や技術職員数の減少などインフラの維持管理・修繕等に係る課題を解決する手段としての官民連携手法の導入可能性や導入に係る課題、その対応方針を明らかにするため、インフラの維持管理・修繕等の分野に係る官民連携事業の導入検討を行う地方公共団体を支援する。

支援対象

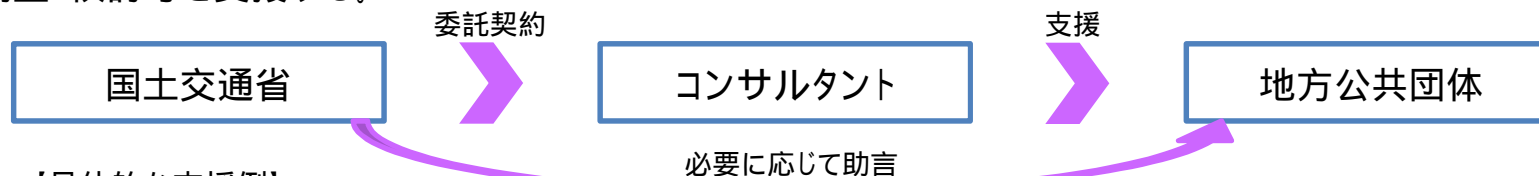
国土交通省所管のインフラのうち利用料金を徴収しないものの維持管理・修繕等に係る官民連携事業のうち以下のいずれかの導入を検討する地方公共団体

指標連動方式を活用する事業

分野横断のインフラを対象とする包括的民間委託、修繕を含むPFI事業等

支援内容

国土交通省が委託契約したコンサルタントを地方公共団体に派遣し、官民連携事業を導入するに当たり必要となる調査・検討等を支援する。



【具体的な支援例】

先行事例の研究・整理及び助言

対応策・スキームの検討支援

法制度・財政制度面等における導入に際しての課題の整理及び解決策の検討支援

サウンディングの支援

指標連動方式の目的・定義

- 内閣府において、「指標連動方式に関する基本的考え方（R4.5 内閣府）」を公表しており、「指標連動方式」の目的や定義については、以下のとおり定義されている。
- 指標連動方式においては、その目的（民間の創意工夫の発揮）を促す観点から、適切な指標の設定や性能発注の活用が必要であるといえる。

指標連動方式に関する基本的考え方（R4.5 内閣府）

2. 指標連動方式の基本的な考え方

（1）指標連動方式の目的

- 極めて厳しい財政状況の中で、今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎えるため、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることが重要である。特に、公共施設の維持管理業務などにおいては、より効率的かつ効果的に実施するため、民間事業者の技術やノウハウによる創意工夫を発揮しやすい施策が求められている。
- PFI事業においては、民間の創意工夫を引き出す性能発注が原則であるが、性能発注を採用する場合、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための手法の一つとして、インフラの機能や持続性に対応した指標を設定し、サービス対価の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決められる方式（指標連動方式）を採用することが考えられる。

（2）指標連動方式の特徴

- 指標連動方式とは、管理者等が民間事業者の提供するサービスに対して対価を支払う契約等（PFI事業における事業契約、包括的民間委託契約等を含む。）のうち、管理者等が求めるサービス水準に関する指標を設定し、サービス対価等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式である。

指標連動方式において設定する指標について

- 指標連動方式における指標の検討にあたっては、政策課題や導入目的との関連性に加え、指標に係るデータの収集の容易性や確実性（モニタリングの容易さ）に留意することが必要である。
- また基準値の設定に向けて、既存データの有無なども考慮する必要があり、設定しようとする指標に関するデータを収集する必要がある場合も想定される。

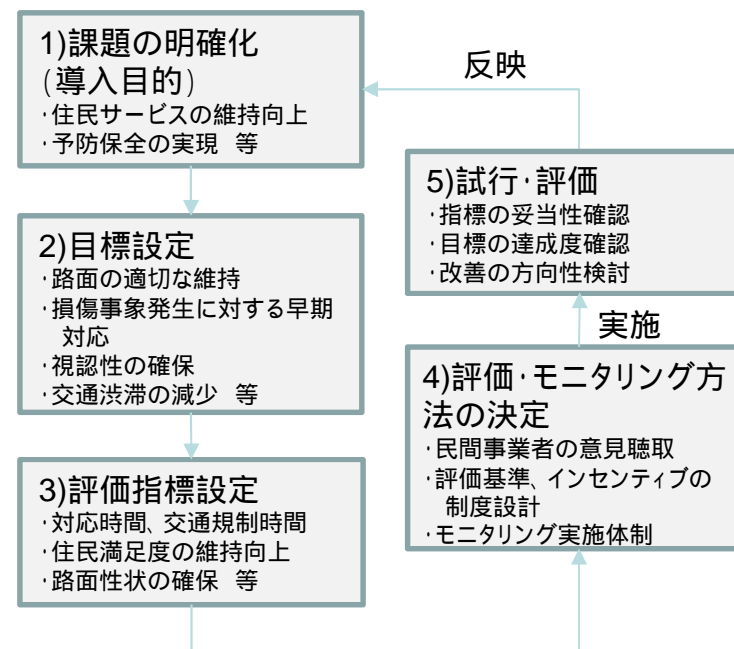
- 例えば、住民サービスの維持向上の観点から、通報受付からの対応時間を指標として検討したものや予防的対応の実現の観点から、発見率（巡回発見件数/巡回+通報発見件数）を指標として検討している例もある。

< 指標の検討例 >

分類	指標(例)
インプット	発見率(巡回発見件数 / 巡回 + 通報発見件数)
	実施判断の適切性
	対応時間(安全措置、現地確認、補修)
	施工品質(初期不良率 / 再劣化率)
アウトプット	対応率(対応件数 / 全数)
	計画に対する措置率
	施設の健全性(路面性状調査結果等)
アウトカム	閉鎖(通行止め)時間、通行規制時間
	通行規制による遅延時間
	管理瑕疵件数
	交通事故件数
	苦情件数
	利用者アンケート調査による評価

蓄積データの有無や導入目的との適合性の観点から選定

< 指標連動方式の導入・改善の流れ >



指標連動方式に関する基本的考え方（R4.5 内閣府）においては、指標連動方式における指標の設定については、アウトプットに係る指標が念頭におかれているが、本支援における業務においては、その他指標についても検討の俎上に載せている。

指標の設定に係る課題について

- 導入を検討する地方公共団体における事業者との関係性（包括的民間委託の進捗状況）や維持管理に関するデータの取得状況には違いがあるため、特に評価基準やインセンティブの制度設計、試行において、事業者成熟度や評価データの蓄積状況に応じた検討の手順・期間や方法に留意が必要である。
- 具体的には、以下のような課題があると考えられ、想定される対応策については以下のとおりである。

【検討の際に生じる課題】

評価指標に関連する実績データ（対応時間、発見率等）がなく、評価基準（増額・減額の根拠）が設定できない。

評価指標に関連する実績データの取得（1年程度以上が望ましい）

インセンティブとしてサービス対価の増額を設定する場合に投入費用と指標の改善の関係性が不明確であるため、増額分の予定価格の設定（積算）が困難。

投入費用と指標改善の関係性把握（実証実験等）

指標連動方式に対する事業者の理解が十分でなく、指標連動方式を導入することにより、包括的民間委託の事業そのものに対する参加意思の形成に影響する懸念がある。

試行では指標のモニタリング・評価は実施しつつ、支払いには反映させない

包括的民間委託に初めて取り組む場合（既存の事業において事業者側が初参画する場合も含む）や契約内容に大きな変更が生じた場合（エリアや新たな業務の追加等）において、事業者側が不慣れなことから、評価指標にブレが生じやすい。

既往データも含めて評価指標に関連するデータの推移や振れ幅を把握し、一定の条件で安定的な推移を示すデータを優先的に指標化

指標連動方式の検討・導入プロセスに関して

- 前述の課題を踏まえると、包括的民間委託に初めて取り組む場合など、適切な指標設定を行うためのデータが不足している場合も考えられる。
- 例えば、包括的民間委託の導入前に必要なデータを収集することや、初年度は試行業務と位置づけ、包括的民間委託を実施しながら必要なデータを収集し、次期業務において必要な指標設定を行うことも考えられる。

< 段階的な指標連動方式の導入スケジュール・方法の例 >

検討プロセス	準備時期の目安											
	1年目				2年目				3年目	4年目	5年目	年目
課題の明確化（導入目的）	導入目的の検討 →											
目標設定	目標設定 →											
評価指標の設定	評価指標候補の検討 →				評価指標の設定 →							
	評価指標に関連する実績データの取得（1年程度以上） →											
評価・モニタリング方法の決定	評価基準、インセンティブの制度設計 →				民間事業者の意見聴取 →				評価基準等の決定 →			
	投入費用と指標改善の関係性把握（実証実験等） →											
発注手続き					発注図書への反映 →				公告・事業者選定 →			
試行・評価 包括的民間委託の導入開始と合わせて指標連動方式を導入する場合（事業者の理解が不十分）					試行導入（指標のモニタリング・評価は実施するが、支払いには反映させない） →				仕組みの検証・改善 →			
									翌期の契約 →			
試行・評価 包括的民間委託は既に導入済みで途中から指標連動方式を導入する場合（事業者がある程度理解）	評価指標の推移や振れ幅を把握（一定の条件で安定的な推移を示すデータを指標化） →				試行導入（一部の指標・工種において導入） →				仕組みの検証・改善、翌期の契約 →			

指標連動方式におけるインセンティブ設定について

- 指標連動方式について、「指標連動方式に関する基本的考え方（R4.5 内閣府）」の定義上は、指標の達成状況はサービス対価と連動させることを念頭においているが、サービス対価以外のインセンティブ付与についても考え方として示されている。
- インフラの維持管理分野において、支払基準額を超える支払（増額）を行うことは現実的には難しい場合も多く、支援自治体においては、増額以外のインセンティブ措置についても検討がなされた。

< インセンティブ付与の方法（例） >

インセンティブ		具体的な内容	包括的民間委託への適用性 / 導入に向けた課題
サービス対価の増額		ボーナスの支払い	頑張りが対価に反映される仕組みがシンプルで民間事業者のインセンティブにつながりやすい。 既存事業の予算に対してボーナス分の予算増額(庁内説明)が必要。
サービス対価の増額以外の方法	契約期間の延長・契約対象となる事業範囲の拡大	業務期間の延長	一つの自治体において複数エリアで包括的民間委託を導入している場合、エリア毎で評価が異なったときに、事業期間にばらつきが生じる。包括的民間委託の改善プロセスの観点では採用しづらい。 債務負担行為や議決等、制度的な可否の確認が必要。
		修繕工事/業務の追加	採否に当たっては、包括的民間委託で束ねられている範囲以外の業務・工事に当該事業者が対応できるか否かの確認が必要。
	同一施設等を対象として契約期間後に実施される事業への参画の優遇	継続業務の事業者選定基準における評価点をプラス(あるいは基礎点を付与)	予算・制度面での障壁が少なく、インセンティブにもつながりやすい。 受注者の固定化につながりやすいことが懸念。
	他事業に対する参画の優遇	事業者選定基準における評価点をプラス(施工実績、技術者実績等で考慮)	他エリアの包括管理業務
包括業務以外の事業			採否に当たっては、包括的民間委託で束ねられている範囲以外の業務・工事に当該事業者が対応できるか否かの確認が必要。

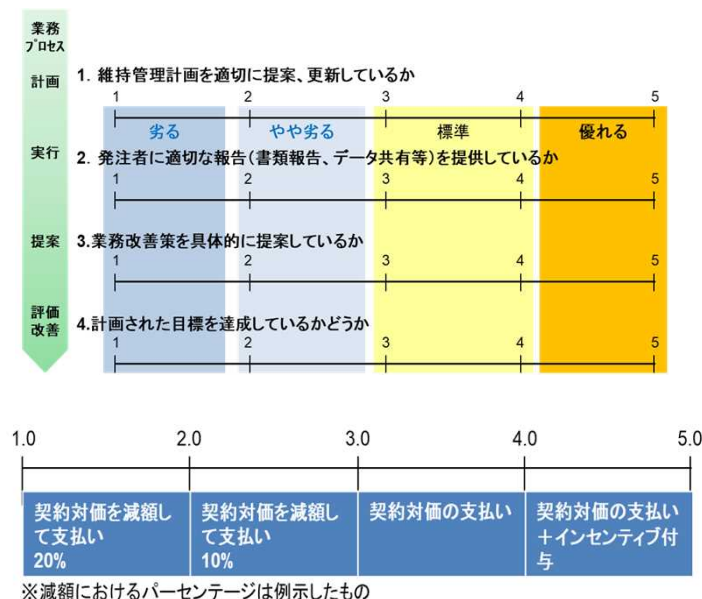
指標連動方式におけるサービス対価等への反映方法について

- 指標の達成状況についてのインセンティブ（又はディスインセンティブ）への反映に向けては、煩雑な評価体系となるのを避けるため、一定の閾値を設定し、3～4段階程度で評価することが検討された。
- また、サービス対価への反映を検討する際には、特に増額のインセンティブの設定について、（特に庁内において）指標と増額の幅の関係性と根拠を整理することが課題となり得る。

< 検討例 >

- 自治体が学識経験者の助言を受け、マネジメント業務の実施プロセスにおける以下の評価項目について5段階で評価を行い点数化
- その点数に応じて対価の支払額を決定

< 評価方法のイメージと対価への反映イメージ >



< 検討例 >

- 指標達成に必要な業務量に相当する増額インセンティブを想定した検討例
- 効率的かつ質の高い業務を行うインセンティブの仕組み
- 増加費用と指標達成の関係性の整理が必要

< 増額幅の設定方法(例) >

官側の想定			
巡回頻度	巡回及びそのマネジメントに要する経費(増額分)の想定(官積算)	発見率(例)	
		街路樹剪定	舗装補修
月1回	現行水準 円 + 0円	60%	65%
月1.5回	円 + 円 × 0.5	65%	68%
月2回	円 + 円 × 1.0	70%	71%
月2.5回	円 + 円 × 1.5	75%	74%

・官側で想定する目標値を達成するために必要な予算を予定価格として設定

・予算と発見率の関係性を把握(実証実験によりデータ取得)
・設定予算(予定価格)に対する発見率は民間側からの提案を求める 官側の想定以上の目標値を提案した場合に加点